

広 情 審 第 1 8 号

平成 2 5 年 7 月 1 2 日

広島市長 松 井 一 實 様

広島市情報公開審査会

会長 大久保 隆 志

不存在決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 4 年 1 0 月 2 2 日付け広障自第 1 0 2 6 4 号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第 5 9 号関係）

# 答 申 書

平成24年10月22日付け広障自第10264号で諮問のあった事案（諮問第59号で受理）について、次のとおり答申します。

## 第1 審査会の結論

「①〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の平成23年度7月から10月分までの自立支援の支払請求明細書（レセプト）、②〇〇〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇の平成22年度1月から3月分までの自立支援の支払請求明細書（レセプト）」（以下「本件対象公文書」という。）の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が本件対象公文書について不存在とした決定は、取り消すべきです。

## 第2 異議申立ての趣旨

平成24年10月11日付け異議申立ての趣旨は、異議申立人（以下「申立人」という。）が同年9月13日付けで行った本件開示請求に対し、実施機関が同月26日付け広障自第10053号で行った公文書不存在決定（以下「本件不存在決定」という。）を取り消し、本件対象公文書を開示するよう求めているものです。

## 第3 申立人の主張の要旨

申立人の異議申立書及び口頭意見陳述等での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

- 1 施設サービスの利用に係わる支払請求明細書（以下「レセプト」という。）の作成又は取得及び管理は、実施機関の担当課である障害自立支援課が行っており、公文書が存在しないとの理由はあり得ない。
- 2 施設全体のレセプトは存在しないので、請求の趣旨は個人のレセプトのことである。この趣旨は本件開示請求時に実施機関に説明はしていないが、当然に個人のレセプトであることはわかるはずである。

## 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書等での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

実施機関が支給決定を行ったサービスに対し、実施機関は介護給付費の支払義務が生じるため、担当課である障害自立支援課においては、利用者ごとのレセプトは作成しているが、開示請求内容のような施設ごとのレセプトは作成していない。

## 第5 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に則して検討した結果、以下のとおり判断します。

1 請求者が、条例に基づく開示請求を行うとき、一般的に実施機関の保有する公文書に詳しくないため、公文書の件名や内容が正確に開示請求書に記載されない場合があります。この場合、実施機関は適宜請求者に請求の趣旨を確認することにより、対象公文書の特定に努める必要があります。

このため、実施機関としては、本件開示請求書に「〇〇〇〇〇・・・のレセプト」との記載について、〇〇〇〇〇の利用者ごとのレセプトの請求の趣旨ではないかと申立人に確認する必要があったと考えられます。しかし、実施機関は申立人に請求の趣旨について十分な確認を行わず、本件開示請求書の文言のみに拘泥し、事業所のレセプトというものは存在しないとして本件不存在決定をしたと認められます。

2 通常レセプトは、利用者が事業所の利用を行った際、利用料の一部を請求するために作成されるものですから、個人ごとのものであることは明白です。

申立人は、本件開示請求書に「〇〇〇〇〇・・・のレセプト」というような記載をしていますが、申立人の主張に照らすと、申立人が求めている公文書は、〇〇〇〇〇の利用者がそのサービスの対価のうち公費負担部分として実施機関に請求する介護給付費等に係る個人ごとの明細書のデータであることが認められます。

3 本市における介護給付費等の請求については、事業所等から個人ごとのレセプトを広島県国民健康保険連合会（以下「国保連合会」という。）に提出し、国保連合会はレセプトをチェックした後、レセプトの内容を記録した個人ごとの明細書のデータを実施機関に送付していることが認められます。

したがって、実施機関は、〇〇〇〇〇の利用者ごとのレセプトそのものではありませんが、レセプトの内容が記録された明細書のデータを保有しており、当審査会においても、その存在を確認できました。

4 これらのことから、本件対象公文書として〇〇〇〇〇の利用者ごとのレセプトの内容を記録した明細書を特定することが相当であり、実施機関が本件不存在決定をしたことは、妥当ではありません。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

なお、実施機関は、改めて本件対象公文書の開示・不開示の決定をすべき旨付言します。

## 別紙1

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
24. 10. 22	広障自第10264号の諮問を受理（諮問第59号で受理）
25. 5. 14 （第1回審査会）	審議（事案の概要説明）
25. 6. 11 （第2回審査会）	審議（申立人の口頭意見陳述）
25. 7. 9 （第3回審査会）	審議

参 考

広島市情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名
大久保 隆 志 (会 長)	広島大学大学院法務研究科教授
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦	広島大学大学院法務研究科教授
佐田尾 信 作	中国新聞社論説委員室副主幹
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授